

令和 年 月 日

インテックス大阪運営共同企業体
代表構成員
一般財団法人 大阪国際経済振興センター 宛

所在地

主催者

代表者

吊物工事施工届出書

下記により吊物工事を行いますので、別紙図面を添えて次のとおり申請します。

展示会名称	
工事場所	
工事概要	別紙のとおり
工事施工期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
施工会社名	住 所
	会 社 名
	責任者氏名 電 話
そ の 他	

注意事項

- ① 施工箇所、総重量、一箇所あたりの重量等を明記した工事図面を添付し、センターの承認を得てください。
- ② 吊物はバナー、幕類に限ります。トラス及び付随する照明・音響設備等の吊りこみは一切認められません。
- ③ 展示館内キャットウォークでの作業及び吊りこみは一切禁止です。
- ④ 構成する材料は、懸垂等に十分に耐えられる強度を有し、養生をしてください。
- ⑤ 高所作業を行う場合は、ヘルメット及び安全帯等墜落防止器具を必ず使用してください。また、高所作業付近の作業者は落下物に備えヘルメットを着用してください。
- ⑥ 高所作業台を使用して高所作業する場合は、アウトリガーを解除しないでください
- ⑦ 吊物工事の施工については、当センターの指示及び監督に従うほか、検査を受けた後でなければ工事を認めません。また、施工中であっても、当センターが必要と認めた場合は届出書の内容の変更を命じる事があります。
- ⑧ 施工者(請負人等を含む)は、施設を滅失または損傷してはなりません。万一損傷したときは、速やかにその旨を当センターに届けて、その指示により補修し、または補修に必要な費用を支払わなければなりません。
- ⑨ 当センターに無断で、会場の躯体に吊りさげ工事をする事はできません。
- ⑩ 本届出内容を変更するときは、新たに当センターへ変更の内容を届け出てください。
- ⑪ 工事により発生する一切の廃材・がれき・塵芥・切削屑の廃棄物は、主催者の責任において完全に清掃・処理してください。
- ⑫ 撤去時は施設借受時間内に原状復帰を行ってください。
- ⑬ 前各号に違反したときは、工事の中止を命じることがあります。当センターから使用の取り消しを命じられた時は、速やかに撤去し、復旧してください。
- ⑭ 上記のほか、吊物工事を希望する場合は事前に事業課に申し入れ、承認を得てください。
- ⑮ 上記のほか、関係諸法規を遵守してください。

展示用吊物に関する吊り許容荷重

- ① 昇降バトン ※別途申込書が必要です。

設置場所	長さ(m)	吊荷重(kg)	設置基数	備考
インテックスプラザ	15	150	4	平均に吊ること
	7	150	2	平均に吊ること
5号館A	9	150	1	平均に吊ること
国際会議ホール	8.5	150	1	平均に吊ること

- ② 一般展示館

設置場所	吊荷重(kg/1ヶ所)	備考
1,2,3,4号館 トラスポールジョイント近辺	90	3号館のみポールジョイント下部にフック設置
5号館A 天井吊りフック	30	
5号館A 北壁際ボックス内部バトン	100	
5号館B 天井吊りフック	15	
6号館A,B,C,D 格子天井交差部フック	60	
6号館A,B,C,D グリットバー	15	1本2m
6号館A,B,C,D 1階エントランスホール吊パイプ	60	H6m 3箇所、H12m 4箇所。L2m 4本

- ③ その他 ※工事届の提出は必要ありません。

設置場所	吊荷重(kg/1ヶ所)	備考
1,2,3,4号館 壁フック	30	
5号館A 壁フック	30	
6号館柱周りフック	60	